

## 佐賀県告示第 189 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和 4 年 8 月 5 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 起業者の名称 社会福祉法人小桜福祉会
- 2 事業の種類 幼保連携型認定こども園小桜こども園園舎等整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 神崎市神埼町永歌字小二本松地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

### (1) 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

申請に係る事業は、神崎市神埼町永歌字小二本松地内における幼保連携型認定こども園小桜こども園園舎等整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、法第 3 条第 21 号に掲げる「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」及び同条第 23 号に掲げる「社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）による社会福祉事業若しくは更生保護事業法（平成 7 年法律第 86 号）による更生保護事業の用に供する施設又は職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による公共職業能力開発施設若しくは職業能力開発総合大学校」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断さ

れる。

(2) 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

本件事業は、起業者である社会福祉法人小桜福祉会が理事会において施行を決定しており、また、既に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

社会福祉法人小桜福祉会が運営する小桜こども園は、保育所と幼稚園との機能をあわせ持つ認定こども園として、共働き家庭を含めたそれぞれの家庭や子どもの状況に応じた多様な保育・教育ニーズへの対応及び認定こども園の認可基準に基づく子育て支援事業を行っているところである。

「神崎市第 2 期 子ども・子育て支援事業計画（以下「支援計画」という。）」によれば、神崎市においては、女性の就労率は平成 22 年からの 5 年間で増加傾向にあり、今後ますます共働き家庭が増加するものと予想されるとともに、神崎市における子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯及び核家族世帯も増加傾向にあることから、「教育・保育サービスの充実」や「仕事と子育ての両立の支援」等が課題になっている。

小桜こども園は、この課題に対し、上記認定こども園としての多様な教育・保育ニーズへの対応及び子育て支援事業を行うことにより対応しているところであるが、本件事業に係る既存施設が老朽化しており、老朽度調査を行った結果、建替えを至急実施すべきであるとの判

定が出ており、早急に園児の教育・保育環境を改善する必要があるが、敷地内での建替え等は困難な状況である。

さらに、既存施設敷地内において駐車場を確保できておらず、敷地内での駐車場拡充も困難であるため、近隣に駐車場を借地しているが、園児の送迎時の既存施設と駐車場の往来時の混雑により事故が発生するなど、送迎時の園児の安全を確保できていない。

本件事業の完成によって、新たな施設が建設されることにより、園児の教育・保育環境の改善がなされるとともに、敷地内に必要な台数の駐車場が整備されることにより、送迎時の混雑が解消され、園児の安全を確保することができる。

また、引き続き、認定こども園としての多様な教育・保育ニーズへの対応を行うとともに、子育て支援事業の継続及び新たに病後児保育事業を実施する等、支援計画において神埼市の課題となっている「教育・保育サービスの充実」や「仕事と子育ての両立の支援」等への対応がなされる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び佐賀県環境影響評価条例（平成11年佐賀県条例第25号）に基づく環境影響評価が義務づけられた対象事業には該当しない。

また、本件事業の起業地内には、佐賀県レッドリストに記載されている希少な野生動植物の生息及び生育は確認されていないが、生息及び生育が確認された場合は、関係機関の指導のもと、適切な措置を講ずることとしている。

さらに、起業地は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による埋蔵文化財包蔵地に指定されておらず、保存すべき埋蔵文化財は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、神崎市神埼町永歌地内及び神崎市神埼町本堀地内の 3 候補地を検討している。

起業者は、近隣住民、地域及び利用者に配慮した場所であること、事業施行に必要な面積、経済的合理性等を考慮し、総合的に判断した結果、最も妥当な本申請案を選定したものである。

#### エ 事業計画の合理性

得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められるとともに、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適しているものと認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

### (4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

#### ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業に係る既存施設が老朽化しており、早急に園児の教育・保育環境を改善する必要がある。

さらに、園児の送迎時の混雑により事故が発生するなど、送迎時の園児の安全を確保できていない状況にある。

本件事業の完成によって、教育・保育環境の改善及び送迎時の園児の安全の確保がなされる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるので、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

神崎市役所 福祉課